



日本フレーバー工業株式会社 人権方針

日本フレーバー工業株式会社（以下「当社」）は、自然の道理を敬い、すべての人を慈しむことを意味する「敬天愛人」を経営方針に据えて、人と社会、そして食の未来を豊かにするため、新たなフレーバーを作り続けてきました。次の100年も真のフレーバーを世界に提供し続けるためには、関わるすべての人を尊重することが不可欠です。当社は引き続き人権尊重の重要性を認識し、人権リスクを未然に防ぐための取り組みを継続的に推進します。

基本的な考え方

当社は、「世界人権宣言」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、「国連グローバル・コンパクトの10原則」、「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」、「OECD多国籍企業行動指針」などの国際的な基準に準拠しています。

また、グローバルに事業を展開する企業として、活動を行う国や地域で適用される人権関連法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権基準と各国・地域の法令との間に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重する方法を追求します。

1. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役職員（正社員、派遣社員、パートタイマー等を含むすべての従業員）に適用されます。また、製品やサービスに関わるビジネスパートナーおよびサプライヤーに対しても、本方針を理解し支持するよう働きかけ、協働して人権尊重を推進します。

2. 人権デュー・デリジェンス

私たちは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、定期的に人権デュー・デリジェンスを実施し、人権への負の影響の特定・評価・是正に取り組みます。

3. 是正と救済

私たちは、自らの事業活動が人権に対する負の影響を直接的に引き起こした、あるいはそれを助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて速やかに是正し、救済に取り組みます。

4. 教育・研修

私たちは、本方針を当社の役職員が正しく理解し、効果的に実行できるよう、役職員等に対して定期的かつ包括的な教育・研修を行います。

5. 対話・協議

私たちは、本方針の実行および人権リスクへの対応を行うにあたり、外部有識者の専門知識を活用しつつ、関連するステークホルダーとの対話と協議を誠実にを行います。

6. 情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況と結果について、ステークホルダーとの積極的な対話を行うとともに、ウェブサイト等を通じて情報開示を行います。

7. 人権に関する重点課題

私たちは、事業活動のあらゆる状況（下記【別表】に示す）において人権を尊重します。

【別表】日本フレーバー工業 人権に関する重点課題

1. 差別の禁止と多様性の尊重

私たちは、国籍、人種、民族、宗教、社会的身分、性別、性的指向・性自認、年齢、障がいの有無等による差別をせず、あらゆる状況において人権を尊重し、雇用における機会均等と公正な処遇を行います。

2. ハラスメントの禁止

私たちは、個人の尊厳を傷つけるあらゆるハラスメント行為を認めません。

3. 強制労働・児童労働の禁止

私たちは、児童労働や強制労働、およびそれらに準ずるその他の行為を一切禁止します。

4. 労働基本権の尊重

私たちは、結社の自由および団体交渉権をはじめとする労働基本権を尊重します。

5. 適切な労働条件

私たちは、同一労働同一賃金の原則を尊重し、各国・地域の法令に従い、適正な賃金の支払い、最低賃金および割増賃金の支払い、労働時間の適切な管理を行います。

6. 労働安全衛生

安全で衛生的かつ健康的に働き続けられる職場環境を整備します。

7. プライバシーの尊重

私たちは、個人のプライバシーを尊重し、個人情報保護に関する法令を遵守して、適切な取り扱いに努めます。

制定日：2026年1月20日

日本フレーバー工業株式会社 代表取締役社長 上木 邦彦